高農政第300号令和7年3月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高 島 市 長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123							
地域名 (地域内農業集落名)		新旭地域 霜降地区 ( 霜降 )						
協議の結果を取り	まとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - 水稲栽培が中心。
  - ・耕作されず保全管理をされる農地が増えてきており、耕作者死亡後に放置され荒地になった農地もある。
  - ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
  - ・現在の耕作者は可能な限り耕作を続ける意向があるが、今後の農地の利用についてまだ決めていない方が 多い。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・作物の生産や栽培方法は担い手に一任する。
  - ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積					
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.1 ha				
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.8 ha				

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
  - 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
  - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項										
	(1)	農用地の	集積、集約化	との:	方針						
	•継:	続して集落	<b>客での話し合</b>	いを	行い、目標地図の見直	しを	行うなかで、農地	也の	集積・集約化の	取約	祖を進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針										
	・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。										
	(3)基盤整備事業への取組方針										
	・集落内の農業従事者が少なくなり、施設の維持は困難な状況になってきている。他地域の取り組みも研究し								組みも研究し、		
	できる内容を検討していく。										
	(4)	多様な経	営体の確保・	育原	<b>戈の取組方針</b>						
	・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。									ら関係機関と	
	(5)	農業協同	組合等の農	業支	援サービス事業者等へ	の島	豊作業委託の活	用力	5針		
	・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)										
		①鳥獣被	害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
		⑥燃料·資	資源作物等		⑦保全•管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携等	\	⑪その他
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	記の取組方金 :異なる利用で	-	討する場合は、随時組合	合内	で対応を協議し	、計	画の変更を市に		し出る。